

木質バイオマス発電事業 の関係者の皆様へ

(独)農林漁業信用基金が事業資金の調達をサポートします。

独立行政法人農林漁業信用基金は、木質バイオマス発電に必要な木材チップ・ペレット製造等を行っている、または行う予定のある皆様が金融機関(銀行、信用金庫など)から必要な事業資金(下表)を借り入れる際に、その借入に係る債務保証を行って、皆様の資金調達を円滑にします。

保証を利用できる方

- ① 定款等に素材生産又は木材チップ・ペレット製造を行う旨が記載されていること。
- ② 会社の場合は資本金1千万円以下又は従業員300人以下のもの、個人の場合は従業員300人以下であること。
- ③ 未利用間伐材、林地残材、製材工場などから排出される端材などを原料としているものに限り、建築・建設廃材やヤシ殻などを燃料としている場合は対象とならないこと。

	運転資金	設備資金
資金の内容	木質バイオマス発電に係る木材チップ・ペレット生産等に必要な運転資金 (立木購入、作業労賃、電力費、資材費、燃料費等)	木質バイオマス発電に係る木材チップ・ペレット生産等に必要な機械・設備(チップパー機等)等の導入に必要な資金
条件	保証料率:0.1%~1.8% 保証割合:80%又は100% 連帯保証人:1名以上	

注1: 限度額、担保、保証料率等は、財務内容等により基金で決定します。

注2: 基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。

※必要出資額は保証額を概ね40~45倍(都道府県で異なる)で除した額

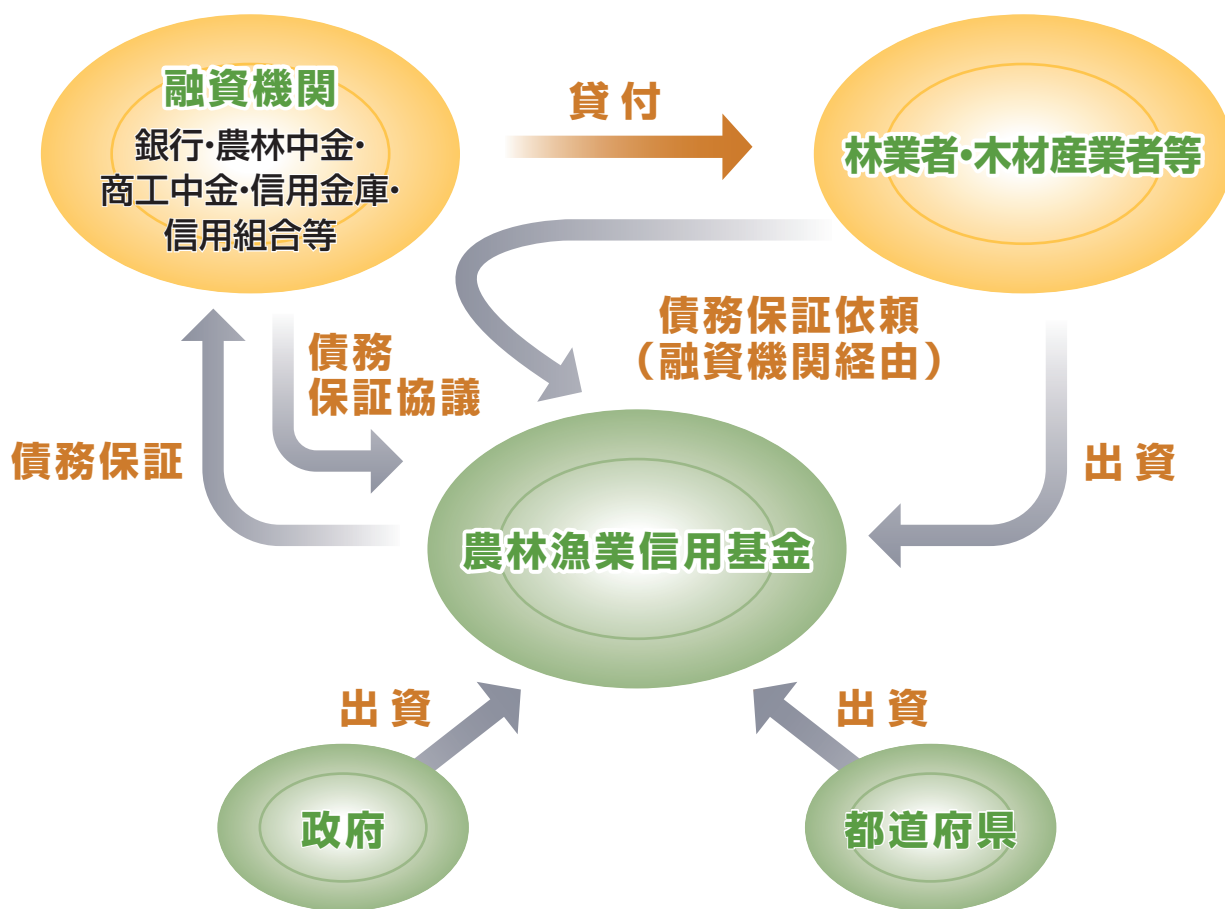
問い合わせ先

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所: 東京都千代田区内神田一丁目一番十二号(コープビル)

電話: 03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

信用保証制度のしくみ



基金保証の特徴、メリット

1

林業・木材産業専門の保証機関として、中小林業・木材産業関係者の皆様に最大限の支援をさせていただきます。

2

保証料率は年0.10%～1.80%と低率です。
(利用される方の財務内容等により保証料率は異なります。)

3

基金が根抵当権の設定を受ける場合は、登録免許税率が軽減されます。(0.4%→0.15%)